



平成 24 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 マ ッ ダ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 内 孝
コ ー ド 番 号 7261
問 合 せ 先 広 報 本 部 長 若 林 敬 一
TEL 東 京 (03) 3508-5056
広 島 (082) 282-5253

新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関するお知らせ

平成 24 年 2 月 22 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による資金調達に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本資金調達の目的

当社グループは平成 22 年 4 月に、「中長期施策の枠組み」を策定後、ブランド価値の向上、モノ造り革新の加速、コスト改善及び固定費の大幅削減等、経営体質の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、一昨年来の急激な円高の進行、欧州金融危機等の不安定な経済状況、東日本大震災・タイ洪水等の大規模な災害の発生など、事業環境の急速な変化に伴い、財務体質は一時的に悪化しております。

一方、「走る歓び」と「優れた環境安全性能」を両立した SKYACTIV 技術を全面搭載した新型クロスオーバー SUV「CX-5」をグローバル市場に導入開始するなど、成長へ向けた大きな転換期を迎えております。

このような状況のなか、当社グループは後述の「中長期施策の枠組み」を強化する SKYACTIV を梃子とした「構造改革プラン」を策定し、将来に向けての確実な成長と円高環境下でも利益を創出できる抜本的な構造改革を実行いたします。この「構造改革プラン」の実行にあたり、公募増資と当社の主要取引先金融機関を調達先とする本劣後ローンとの同時実施により、グローバル生産体制の構築、次世代環境安全技術等、今後の戦略的投資への成長資金の確保と環境変化に対応する自己資本の強化を図ります。なお、本劣後ローンは、株式会社格付投資情報センターより 50%の資本性を認められる予定であり、格付け目的上の資本性の強化に貢献するものです。これら、「構造改革プラン」の実行と強固な財務基盤の確立により、当社グループの中長期的な成長の実現を目指してまいります。

「構造改革プラン」の主要施策は次頁のとおりです。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

① SKYACTIV によるビジネス革新

SKYACTIV は、Zoom-Zoom な走りと優れた環境性能を高いレベルで両立し、燃費改善効果は SKYACTIV 技術トータルで 20%~30%を達成します。その圧倒的な商品力、ブランド価値、卓越したデザインとともに、モノ造り革新による円高環境下でも対応できるコスト構造を両立した SKYACTIV 搭載新世代商品群によって、当社ビジネスの構造を革新してまいります。今後、SKYACTIV 技術を全面的に搭載した「CX-5」を含め 8 車種の投入を予定しており、2016 年 3 月期までに SKYACTIV 搭載車比率を 80%まで拡大していく計画です。

② モノ造り革新による更なるコスト改善の加速

従来から取り組んできたモノ造り革新によるコスト改善を更に加速させ、新世代商品群では、車両コスト領域での改善目標を従来の 20%から 30%に拡大します。海外調達率の拡大、更なる固定費の改善とあわせて、円高環境下でも利益を創出できるコスト構造に向けて対応を強化してまいります。

③ 新興国事業強化とグローバル生産体制の再構築

新興国事業の強化と為替抵抗力の高い生産体制の構築に向け、2016 年 3 月期には海外生産比率を 50%まで引き上げます。メキシコでの車両組立工場及びエンジン組立工場の建設、中国での生産能力増強と SKYACTIV エンジンの現地生産、ロシアでの現地生産、加えてアセアンでの現地生産と生産能力増強など、海外生産拠点を拡充し、現地販売網も拡大します。また、AAI(米国)製 Mazda 6 の日本への生産統合など、北米、欧州事業の再構築により、円高環境下でも利益が創出できる体質へ転換します。

④ グローバルアライアンスの推進

マツダブランドを強化するため、商品・技術・地域ごとに最適な補完を行う提携戦略や SKYACTIV パワートレインを含めた商品、技術の供与など、グローバルアライアンス戦略を積極的に推進します。

II. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①及び②の合計による当社普通株式 1,099,750,000 株
①下記(4)記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 1,060,000,000 株
②下記(4)記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 39,750,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 3 月 5 日(月)から平成 24 年 3 月 8 日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募 集 方 法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、野村證券株式会社、JPモルガン証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。一般募集の共同主幹事会社はSMBC日興証券株式会社（事務主幹事会社）、野村證券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であるが、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況の把握及び配分に関してはSMBC日興証券株式会社及び野村證券株式会社が共同で行う。また、機関投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社が共同で行う。

なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

募集株式の一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記（1）②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

(5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

(6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

(7) 払 込 期 日 平成24年3月12日（月）から平成24年3月15日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(8) 申 込 株 数 単 位 1,000株

(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

(10) 一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

(1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 119,250,000株

種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

に決定される。

- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が当社株主から 119,250,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 119,250,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 当 該 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 上 記 の 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
及 び 資 本 準 備 金 の 額
- (4) 割 当 先 SMBC日興証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 （ 申 込 期 日 ） 平 成 24 年 3 月 26 日 （ 月 ）
- (6) 払 込 期 日 平 成 24 年 3 月 27 日 （ 火 ）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上 記 （ 5 ） 記 載 の 申 込 期 間 （ 申 込 期 日 ） ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 発 行 を 打 切 る も の と す る 。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

4. 調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限（平成 24 年 2 月 10 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額）162,799,800,000 円については、40,000,000 千円を平成 25 年度に稼働を開始するメキシコの子会社における車両及びエンジン組立工場の建設等を目的とする投融資資金、並びにロシア及びアセアンの今後新たに設立する持分法適用会社での設備投資を目的とする投融資資金に充当する予定です。また、30,000,000 千円を SKYACTIV 技術を搭載した環境・安全対応車の製造設備投資資金に、92,799,800 千円を内燃機関の更なる環境性能の向上と電動化技術を適用拡大する次世代環境・安全技術開発に向けた研究開発費に充当する予定です。

当社は、平成 24 年 2 月に策定した「中長期施策の枠組み」を強化する「構造改革プラン」のなかで、「新興国事業強化とグローバル生産体制の再構築」を行うとしておりますが、メキシコ、ロシア及びアセアンへの投融資を通じて海外生産・販売体制を強化することで、為替抵抗力を高め利益構造の転換を図ります。

また、今後市場投入される SKYACTIV 技術搭載車への設備投資を着実に実行すると同時に、SKYACTIV 技術を更に進化させた次世代環境・安全技術の開発に注力するなど戦略的投資・開発を推し進めてまいります。なお、具体的な支出予定時期は以下のとおりです。

（単位：千円）

使途	内容	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	合計
投融資	メキシコにおける工場及び自動車製造設備	—	20,000,000	10,000,000	30,000,000
	ロシアにおける自動車製造設備	—	2,500,000	2,500,000	5,000,000
	アセアンにおける自動車製造販売設備	5,000,000	—	—	5,000,000
設備投資	本社・防府工場における環境・安全対応車の製造設備	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
研究開発	次世代環境・安全技術開発	31,000,000	31,000,000	30,799,800	92,799,800
合計		46,000,000	63,500,000	53,299,800	162,799,800

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

なお、平成 24 年 2 月 22 日現在、当社及び連結子会社の平成 24 年度から平成 26 年度の設備投資計画の総額は 2,700 億円であり、内訳は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完成予 定年月	必要性/ 目的
				総額	既支払額				
当社	本社工場・ 防府工場他 (広島県広島市 南区他)	日本	自動車・ 部品の製造 設備	133,800	—	自己資 金、借入 金、社債 及び増資 資金等	平成 24 年 4 月以降	平成 27 年 3 月迄	主として SKYACTIV 等の環境・ 安全対応車 用設備投資 等
	本社・マツダ R & D センター横 浜他 (広島県広島市 南区他)	日本	研究開発 設備他	17,800	—	自己資 金、借入 金及び社 債等	同上	同上	環境関連 研究設備等
	流通センター ・病院他 (大阪府堺市西 区他)	日本	販売流通・ 福利厚生 施設他	16,300	—	同上	同上	同上	設備更新等
マツダ モトール マツファ クトゥリン グ デ メ ヒ コ S. A. de C. V.	メキシコ工場 (グアナファト 州)	北米 (メキシコ)	自動車・ 部品の製造 設備他	61,100	—	自己資 金、借入 金及び増 資資金等	同上	同上	SKYACTIV 等の環境・ 安全対応車 用設備投資 等
その他連結 子会社	—	日本 北米 欧州 その他 の地域	自動車・ 部品の製造 設備他	41,000	—	自己資金 及び借入 金等	同上	同上	SKYACTIV 等の環境・ 安全対応車 用設備投資 等

(注) 資金調達方法欄については、今回の増資資金を含めて記載しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

Ⅲ. 劣後特約付ローン

1. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を有するハイブリッド型の資金調達であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の弁済期限（ただし、一定期間経過後に期限前弁済を可能とする条項が付されている。）、倒産手続等における劣後的な取扱い等、資本に類似した性質及び特徴を有しており、株式会社格付投資情報センターより、格付けの目的上 50%の資本性を認められる予定です。当社は、上記Ⅱ. 記載の一般募集及び本第三者割当増資に際し、本劣後ローンによる資金調達を同時に実施し、これによる調達資金を主に既存有利子負債の返済に充当することで、株式の希薄化を抑制しつつ、当社の財務基盤の安定性を高めることができると考えています。本劣後ローンへの参画投資家（貸付人）としては、当社の主要取引先金融機関（下記「2. 本劣後ローンの概要」に記載。）を予定しています。

2. 本劣後ローンの概要

- (1) 借入額 700 億円
- (2) 契約締結日 平成 24 年 2 月 22 日
- (3) 実行日 平成 24 年 3 月 19 日
- (4) 満期日 平成 84 年 7 月 20 日

ただし、当社は、(10)①に記載する劣後事由が発生し継続している場合を除き、平成 29 年 7 月 20 日以降の各利払日において、本劣後ローンの元本の全部又は一部を期限前弁済することができる。また、当社は、劣後事由が発生し継続している場合を除き、① (i) 本劣後ローンの利息について当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合若しくは(ii)当社が公租公課に係る追加支払義務を負担することとなった場合、又は②格付会社が本劣後ローンについて本劣後ローンの借入に関する契約（以下「本契約」という。）締結時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した場合、本劣後ローンの元本の全部又は一部を利払日に限り期限前弁済することができる。

(5) 借換制限条項

当社は、当社が期限前弁済を行う日以前 12 ヶ月間に、普通株式又は本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付会社から承認を得た証券若しくは債務により調達した資金をもって、期限前弁済を行うことを意図している。

(6) 適用利率

- ①平成 24 年 3 月 19 日から平成 24 年 7 月 20 日まで
4 ヶ月日本円 TIBOR+4.75%
- ②平成 24 年 7 月 20 日から平成 29 年 7 月 20 日まで
6 ヶ月日本円 TIBOR+4.75%
- ③平成 29 年 7 月 20 日以降
6 ヶ月日本円 TIBOR+5.75%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

(7) 利払日

平成 24 年 7 月 20 日を初回とし、以後満期日までの各年の 1 月 20 日及び 7 月 20 日（ただし、利払日が営業日でない場合はその直後の営業日とし、かかる日が翌暦月となる場合には、その直前の営業日とする。）

(8) 利息支払の任意停止

①当社は、その裁量により、利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる。

②上記①にかかわらず、株式若しくは本劣後ローンと劣後特約等が実質的に類似する債務について配当若しくは利息の支払を行い、又は株式の買取り（ただし、法令に基づき買取義務が生じる場合を除く。）を行った場合は、当社は、1 年以内の利払日に、残存する利払の任意停止を行った日から 5 年が経過していない未払利息及びこれに対する追加利息を弁済することとし、かつ、利払の任意停止を行った日から 5 年以上が経過したすべての任意停止金額及びこれに対する追加利息（以下、あわせて「強制支払努力義務対象残高」という。）を支払うべく営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。

③強制支払努力義務対象残高は、普通株式又は本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付会社から承認を得た証券若しくは債務により調達した純手取金により支払うものとする。

(9) 期限の利益喪失事由

エージェント又は貸付人は、いかなる場合においても本劣後ローンに関する当社の債務について期限の利益を失わせることができない。

(10) 劣後特約

①当社についての清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続が開始され、かつ継続している場合、本契約に基づく債権の支払請求権の効力は、本劣後ローンと劣後特約等が実質的に類似する債権を除く全ての債権が、全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたことを停止条件として発生する。

②本契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(11) 格付会社による本劣後ローンの資本性評価（予定）

クラス 3、50%（株式会社格付投資情報センター）

(12) 本劣後ローンへの参画投資家（貸付人）

株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社広島銀行
株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行

3. 調達資金の使途

本劣後ローンによる調達資金については、既存有利子負債の返済及び新興国向けの投融資資金の一部に充当する予定です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、119,250,000株を上限として、一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成24年3月22日（木）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成24年3月22日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を借入株式の返還又は海外販売の決済の一部に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引等に関して、SMB C日興証券株式会社は野村証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成24年3月5日（月）の場合、「平成24年3月8日（木）から平成24年3月22日（木）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成24年3月6日（火）の場合、「平成24年3月9日（金）から平成24年3月22日（木）までの間」

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

- ③ 発行価格等決定日が平成 24 年 3 月 7 日（水）の場合、「平成 24 年 3 月 10 日（土）から平成 24 年 3 月 22 日（木）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成 24 年 3 月 8 日（木）の場合、「平成 24 年 3 月 13 日（火）から平成 24 年 3 月 22 日（木）までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,780,377,399 株	（平成 24 年 1 月 31 日現在）
一般募集による増加株式数	1,099,750,000 株	（注）1.
一般募集後の発行済株式総数	2,880,127,399 株	（注）1.
本第三者割当増資による増加株式数	119,250,000 株	（注）2.
本第三者割当増資後の発行済株式総数	2,999,377,399 株	（注）2.

（注）1. 前記「Ⅱ. 1. 公募による新株式発行（一般募集）」（1）②に記載の権利全部を引受人が行使した場合の株式数です。

2. 前記「Ⅱ. 3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）」の割当株式数の全株式に対し SMBC 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

一般募集及び本第三者割当増資については上記「Ⅱ. 4. 調達資金の使途」記載のとおり。本劣後ローンについては上記「Ⅲ. 3. 調達資金の使途」に記載のとおり。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の一般募集、本第三者割当増資及び本劣後ローンは、当社グループの中長期的な収益性の向上並びに財務基盤の改善に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、配当金については、各期の業績並びに経営環境等を勘案して決定することを方針とし、安定的な配当の実現と着実な向上に努めることとしております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。また、当社は「取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

（2）配当決定にあたっての考え方

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおり。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、競争力強化のため設備投資、研究開発費等への投資に充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	△52.13円	△4.26円	△33.92円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	3.00円 (3.00円)	3.00円 (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	△14.8%	△1.4%	△12.8%
連結純資産配当率	0.8%	1.0%	—

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期、平成22年3月期及び平成23年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損失を自己資本(連結純資産合計から新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しております。当該制度の内容は次のとおりであります。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の交付株式残数の比率は0.13%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ストックオプションの付与状況(平成24年1月31日現在)

株主総会の決議	発行取締役会決議	交付株式残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成19年6月26日	平成19年8月31日	1,870,000株	684円	342円	平成21年7月1日 から 平成24年6月30日 まで
平成20年6月25日	平成20年8月29日	1,897,000株	579円	290円	平成22年7月1日 から 平成25年6月30日 まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成21年10月21日	64,363百万円	181,735百万円	91,625百万円	(注) 1.
平成21年11月12日	9,530百万円	186,500百万円	96,390百万円	(注) 2.

(注) 1. 普通株式の一般募集によるものです。なお、募集による新株式発行と同時に、自己株式の処分を行っております。

2. (注) 1. に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連して行われた第三者割当増資によるものです。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	364円	169円	267円	181円
高 値	672円	296円	288円	223円
安 値	113円	166円	133円	117円
終 値	164円	263円	183円	145円
株価収益率	—	—	—	—

(注) 1. 本株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成24年3月期の株価等については、平成24年2月21日（火）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期、平成22年3月期及び平成23年3月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社は共同主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに劣後特約付ローンによる資金調達に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の販売の募集は行われません。